

『近世日本社会史研究』から
『市民革命思想の展開』へ
— 羽鳥卓也の研究史 —*

From “Studies on the History of Modern
Japanese Society” to “The Development
of Civil Revolution Thought”:
The Early Stage of Takuya Hatori’s Studies.

服 部 正 治

Prof. Takuya Hatori published two books in 1950s: *Studies on the History of Modern Japanese Society* and *The Development of Civil Revolution Thought*. The main theme of the former was to study the Jiyu-Minken-Undo in Japan, that is, the “Movement for Freedom and Citizens’ Rights” in the Meiji era, the latter’s theme being the development of British social thought from J. Lock to A. Smith. But the method and logical constitution that Hatori adopted in these studies were identical.

Masaharu Hattori

JEL : B3

キーワード : 羽鳥卓也、近世日本社会史研究、市民革命思想の展開

Keywords : Takuya Hatori, Studies on the History of Modern Japanese Society,
The Development of Civil Revolution Thought

1.

故羽鳥卓也教授（1922-2012年。以後、羽鳥と表記する）は『古典派資本蓄

* 本稿は、2013年12月25日に行われたリカードウ研究会での報告を基に作成されている。研究会での質疑を通じてご教示いただいた諸氏に御礼申し上げます。なお同日の研究会は、羽鳥先生追悼研究会として開催された。服部以外の報告者は、新村聡、千賀重義、渡会勝義である。

積論の研究』(未来社、1963 年)以降、スミス、マルサス、リカードウを中心とするイギリス古典派経済学の理論的研究を中心とする著書を公刊し続けた。『古典派経済学の基本問題—蓄積論におけるスミス・マルサス・リカードウ』(未来社、1972 年)、『リカードウ研究—価値と分配の理論』(未来社、1982 年)、『『国富論』研究』(未来社、1990 年)、『リカードウの理論圏』(世界書院、1995 年)がそれらである。また古典派経済学者に関する、詳細かつ高水準の理論的検討に基づいた数多くの論稿を発表し続けたことも周知である。

その羽鳥の最初の単著書は『近世日本社会史研究』(未来社、1954 年 7 月。以後、『研究』と略記する)であった。『研究』は、半植民地化された中国と対比して幕末における国内のブルジョア的発展を主張する服部之総の幕末廠・マニュ時代説を出発点としつつも、日本の近代化を阻止する日本資本主義の特殊な「型」を、明治期の自由民権運動の批判的分析を通じて析出しようとするものであった。それは第二次大戦後の日本が、民衆の基盤の上での近代化がなお進んでいないという羽鳥の現状認識に基づくものでもあった。『研究』の第 1 章にあたる「民権運動家の『精神』」は福島大学『商学論集』20 巻 3 号、1951 年 3 月に発表されている。それ以前の羽鳥の論文も「『分散マニュファクチュア論』批判」(『歴史学研究』127 号、1947 年 3 月)をはじめすべてが、西欧近代化論争を踏まえた近世日本史研究に関するものである¹⁾。『研究』第 2～5 章は 1952 年 10 月～53 年 2 月の間に集中して書き下ろされている。

羽鳥は『研究』公刊の 3 年後に、2 冊目の単著書として『市民革命思想の展開—古典派経済学成立史序説』(御茶ノ水書房、1957 年 11 月。以後、『展開』と略記する)を出版する。『展開』第 1・2 章のジョン・ロック論のもととなつ

1) 羽鳥の日本に関する論稿は参考文献にすべて示されている。羽鳥は [1950a] で、近代化の「二つの途」に関して「近代社会成立史研究の基礎視点」という論文を『専修大学論集』創刊号に発表(予定?)と書いているが、見当たらなかった。『思想』に載せられた「近代化の分析視角」[1951b] がそれかもしれない。この論文で羽鳥は、スウィージー・ドップ論争を取り上げ、ドップの「厳密な意味でのマニュファクチュア」が近代化における「商人型の途」に他ならず、「生産者型の途」の発展に促進されてのみ他律的に展開された近代化であったと結論付けている。『研究』における豪農理解にも関わる論点である。1988 年までの羽鳥の主要業績目録と略歴は、関東学院大学『経済系』155 集、1988 年に記載されている。ちなみに羽鳥は、日本評論社編集局勤務の後、1949 年 4 月に専修大学専任講師になり、1951 年 4 月に福島大学に移っている。

た「ジョン・ロックの政治哲学と経済理論 (1) (2)」は『商学論集』22巻1、3号、1953年4月、9月に発表されているから、羽鳥は『研究』出版の前から『展開』の一部の内容を事実上執筆していた訳であり²⁾、羽鳥自身『研究』序文で西洋近代思想史研究が「私自身の今後の主たる研究課題」となると記している。羽鳥にとっては、近世日本研究とイギリス市民革命思想史研究とは、一体もしくは連続するテーマであった。

戦後日本の経済学史研究者の多くは、戦前の日本資本主義論争の影響のもとで、アジアへの侵略と敗戦をもたらした日本資本主義の構造を意識しつつ、イギリス、とりわけアダム・スミスを中心とする研究を行っていたから、羽鳥個人の研究の展開は特段注目すべきではないと言えるかもしれない。しかし、これだけ短期間に、幕末・明治期日本研究と、市民革命から『国富論』に至るイギリス経済思想研究を上梓した羽鳥の研究への情熱と集中は、特筆されるべきであろう。

本稿は、羽鳥の研究史のなかで初期にあたる『研究』と『展開』を取り上げ、日本研究とイギリス研究³⁾の両者に共通する羽鳥の問題視角を明らかにすることを目的とする。ただし本稿では、以下に紹介するいくつかの書評でも指摘され、また批判された、『研究』と『展開』それ自体における、研究史上の問題点については特に取り上げて論評しない。本稿の目的はあくまで、初期羽鳥の研究における問題視角と論理構成の共通性を示すことにある。

2.

『研究』⁴⁾の問題意識は、日本資本主義論争における講座派的立場から、明治期の自由民権運動を「資本主義の正常的発展を経過した西ヨーロッパ諸国の歴史を貫く法則性」と対比して、自由民権運動の、いわば前期性を明らかにすることを通じて、「日本社会の史的発展の特質」を検出することにあつた。そ

2) ただし『展開』第1・2章の直接の原型論文は、羽鳥 [1954] [1955] である。

3) 『展開』第5章は「フランスにおける革命思想の理論——ルソー歴史理論の基本構成」であるが、ここではとりあえず本文のように表記しておく。

4) 以下『研究』と『展開』からの引用箇所は、長文に限って本文中に示す。また引用文における強調は、筆者が挿入した下線部以外はすべて原文のそれである。

れは、平野義太郎の研究をはじめとする当時の学界での支配的であった、明治 10 年代の民権運動の、近代民主主義実現を要求するブルジョア的反抗形態の一面を評価する説に対する挑戦であった。『研究』が示した結論は以下のよう
に要約できる。

すなわち、明治期の自由民権運動を明治絶対王政へのブルジョア的反抗と位置づける、平野、遠山茂らの主張は誤りで、それはブルジョア革命を志向するものではなくてあくまで旧来の農村内部の共同体規制に基づく「上から」の近代化の一表現にすぎなかった。なぜなら、運動の指導層は「豪農」であり、彼らは旧幕府時代の農村の村方役人の系譜に属するものであり、明治に至っても水管理を基本とする旧来の支配関係の維持にこそその存立の基盤があるものであった。彼ら「豪農」の経営は村落内では高い生産力を示していたが、その生産力的特質は、単収増加を第一におくもので労働生産力上昇は第二義的なものであり、近代性格を有するものではなかった。そうした特質は、彼らが手作経営の拡大に一定の限界を置き、それを超える土地を小作に出し、寄生地主化の方向を示すことに表れている。他方で彼らに雇用される種々の奉公人も自由な契約主体ではなくて、人格的隷属関係のもとにあった労働力であり、その雇用関係からは近代化の方向は生まれぬ。そうした村落内での農民層分解は近代的資本関係を生まぬ。また民権運動の指導者の中にはヨーロッパ近代思想に影響を受けた者も存在するが、彼らは旧幕以来の封建的道德規範としての武士意識を受け継ぎ、彼らの主張は「一身一家」から「天下国家」へと直線的につながる「君民一体」の天皇制国家賛美論に他ならない。彼らは一方では一般農民を愚民視したし、また彼らの東亜解放論も国権拡張論の一環に他ならなかった。

こうした結論を最も明瞭に示す、『研究』の総説的位置を占める第 1 章「民権運動家の「精神」」で羽鳥は以下のように論じている。遠山の言う、武士の「自主の気風」といったモラルは、たとえそれが民権運動に糾合される性格を持ったとしても、本来それは封建的道德規範の一要素として組み込まれている。「人々の思想は体系的に、そこに内在する論理構造に即して把握」すべきものであり、彼らの唱える「民権」の意味内容こそが問われるべきである（17-18

ページ)。例えば、「国会開設請願」（明治13年）では「民権」は国権拡張という目的達成の手段とされていたのであり、こうした「民権」をブルジョア的要求と即断することは誤りである。また福島（会津）事件の中心人物の民権伸長要求も「皇国日本の権威の皇張」のためであった。遠山は、民族主義にも上から・下からの二つの対抗的途があり、「民権全うして然る後国権全うし」と「国権全うして然る後民権全うし」の対立があり、自由民権左派は前者の立場だと主張する。しかし、前者においても後者の立場は混在している。この点は民権運動家の国家観を示す愛国社再興の合議書（明治11年）を検討することで明らかになる。そこでは、「一身一家」（私的モラル）から「天下国家」（公的モラル）への直線的同次元での論理の拡張がなされており、その先が「天皇陛下の尊榮福祉」であった。皇室と「赤子」の関係＝君民一致、忠孝一致が大前提であった。彼らのいう、私的モラルの中身は「交際親愛する」という、「家族郷党」の間に行われる家族主義的「恭順」意識 Pietät に他ならなかった。これは幕藩体制下の「修身齋家治国平天下」と同じ性格のものであった。

福島事件の指導者河野廣中がいかにもミル、スペンサー、ルソーを読み、また語ろうと、彼のいう立憲政体は「君民一体の主義」の下で展開されるのであり、「近代ヨーロッパに特有な立憲政体とは全く似ても似つかぬもの」であった。彼はヨーロッパ近代思想から多くの影響を受けたが、彼の「精神」の根底にある「忠孝観念」はまったく影響を受けなかった。ミルの自由論を読み「思想革命」を経験しても「忠孝の道位」は残った。「自由民権論とは、明治天皇を頂点とする家父長的構成を持つところの国家の権威を対外的に確立するために、その手段として、そうした国家の内部において民権を伸長すべきであるという主張だった」のであり、「近代社会の実現を志向するものとはいい難い」、というのが民権運動家の「精神」を分析した羽鳥の結論であった（32-33ページ）。

『研究』第1章の分析はさらに続く。では上記の民権運動家の「精神」にもかかわらず、なぜ国家は民権運動を弾圧し、また彼らは国家権力に戦いを挑むことになったのか。羽鳥は、福島事件の後続形態としての加波山事件を分析することでこの問いに答える。それは、民権運動家が中央集権的幕藩政府こそが君民一致の天皇制国家の実現を妨げ、「志士を逆遇する」「君側の奸」だと認

識していたからである。彼らの「地方自治」の要求もこうした幕藩政府批判の文脈で理解される。すなわち、東北人は古来豪族の治下において「自治の地」と主張されるが、「それは分裂し、割拠する地方の共同体的組織の封鎖性を維持する「精神」（伝統主義）であり、それは近代的精神ではない」（44-45 ページ）。そしてその担い手は、旧幕時代村方役人を務めた家筋の農民であり、明治になっても彼らの多くは村落内で指導的位置を占めた、共同体内部での専制的支配者だった。彼らは一般農民層を愚民視し、自らを少数の「英傑俊士」と称した。民権運動の運動組織の寡頭的・専制的性格は覆うべきもない。

そうした経済的背景として、羽鳥は明治政府の「上から」の資本主義化による農家副業の解体と地方産業の衰退という事実を指摘する。ところが運動の担い手にあつては、農村内部の生産関係は所与の前提とされ、その矛盾は見失われている。こうして農村の破局を背景に、彼らの「精神」には農本主義的思想が付きまとう。「民権運動家を担い手とする地方産業の生産形態は、「生産者型」の経路を示す近代化を意味するものではなかった。……とはいえ、当時において、この運動が官営事業・特権的財閥資本の独占に対抗する限りでは、……一応農民層をはじめとする広範な民衆の支持をかちうる条件を備えていた」。こうした一定の条件が、「民権運動にまつわる一切のものがあたかも「下から」の近代化の表示であるかの如き幻想」を生む基盤であった（50-51 ページ）。

『研究』第 2～4 章では、幕末・明治期の農村における生産力構造が分析される。とりわけ第 4 章「近世期農村の生産構造」では豪農層について以下の分析がなされる。すなわち、幕藩体制下の社会関係では、農民の稲作の基盤である用水と採草に関しては共同体的規制が行われ、しかもそこにはヒエラルキッシュな関係が存在した。こうした社会関係は明治期に至っても基本的に変化していない。ただし農業技術の点では、脱穀調整技術の進歩と購入肥料による施肥労働の減少が認められる。しかし犁による牛馬耕は普及せず、鋤による手労働が中心で、中耕除草労働も減少していない。これらの事実から「近世期における技術の発展は、なによりも土地生産力増大を実現する限りで行われた」のであり、労働生産性の上昇が無視された、と言わねばならない。羽鳥は、ここに近世期における農民層の歴史的性格を見ている。そしてこうした性格の生産

力上昇を担ったのが豪農層であった。「しかし豪農層が生産力発展の推進力だということは、彼らが近代化の主体的担当者だったということの意味しない」。生産力発展と近代化とは同義ではない。「それが同義語であるためには当該生産力の歴史的 성격が特殊近代的なものだという条件を備えていなければならない」。近代化にとって不可欠な条件は「農村内部の旧来の支配＝隷属関係を根本的に破砕すること」なのに、豪農層は村落内では旧来の支配階級の一員であり、彼らは旧来の社会関係の維持・存続という保守的役割を演じたのである(197-198 ページ)。

さらに、豪農層が経営拡大を志向せず寄生地主化したのは、彼らの生産力の上記の特異性にある。それは、集約的な労働力投下と多肥料の増投によって単位面積当たりの収量増を図るものであったが、年季奉公人の給金高騰、肥料価格騰貴によって、手作地の拡大に制限が生まれ(すなわち、収益逡減)、こうして小作地の拡大の方が有利となった。「ここに至って豪農層は今や寄生地主としての側面をも持つに至る」(200 ページ)。

さらに豪農層の経営の歴史的 성격を労働力の雇用関係に基づいて検討すれば、それが近代的性格のものではなかったことが明らかになる。すなわち、近世中期以降の商品・貨幣経済の農村への侵入が農民層の両極分解をもたらしたことは事実だが、農村自体の共同体的諸関係は維持されるため、「農民階層間の旧来のヒエラルキッシュな社会関係は基本的にはそのまま維持存続せしめられた」(209 ページ)。つまり、農民層分解は近代的資本関係の生成に帰結しなかった。質奉公人は農村内の隷属的地位の農家からの労働力であり、人格の自由は、契約当事者としての対等な人格を意味しなかった。また年季奉公人も同じであった——羽鳥は、年季奉公関係に近代的資本・賃労働関係の生成を見る藤田五郎を批判している⁵⁾。この点で、契約内容の詳密化・給金算定の厳密化

5) 羽鳥と藤田とのこうした相違を指摘したものとして、秦玄龍 [1952] をみよ。『近世封建社会の構造』での羽鳥の執筆部分は、第4章『「豪農」範疇の指定』である。そこで羽鳥は豪農範疇をこう規定していた。「村落共同体の支配者たる村役人株的な農民の存在形態においては、前期的・伝統主義的性格と近代的ではないという意味での変革的・生産力的性格とが、いわば無媒介に統一されていると看做すことができる」。藤田五郎・羽鳥卓也 [1951] 341 ページ。

はむしろ雇用主の高利貸資本的性格が強まったことを意味するものと解すべきである。

それは、幕末（慶応 2 年）農民一揆の指導者であった村落内の上層部が、幕藩体制下の社会機構の矛盾を批判しても、農村内部の旧来の社会関係を所与の前提としていた点に明らかである。「この場合には豪農主導の社会変革は近代的社会の実現を志向する運動とはおよそ縁遠い方向」にあると言わねばならない（226 ページ）。ではなぜ豪農層が農民一揆を指導することになったのか？それは、一般農民層の圧力に押された結果ではない。あくまで、近世中期以降の、年貢の加重化、御用商人への特権の濫発による農民層の困窮が農村の生産力を阻害したために、村落内で高い生産力を示していた豪農層から幕藩体制への批判が生まれた、と理解すべきである。

そしてこうした豪農層からの幕藩体制批判の前期的性格を見るのが、第 5 章「民権運動の経済的基礎」であった。そこで羽鳥は以下のように結論付ける。「ブルジョア革命の基礎的条件は農村内部の近代以前の社会関係を根本的に破壊することにある。とするならば、自由民権運動は近代社会の実現を企図するブルジョア革命への志向を持つ社会運動ではけっしてない」。豪農層の主導する民間産業の資本主義化の過程は、農村内部の旧来の生産関係を維持したままにおこなわれた「上から」の近代化の道であったが、民権運動が批判した幕藩政府の主導する資本主義化も先進国産業資本の圧力に対応する、やはり「上から」の道であった。こうして、「この国では「上から」の資本主義化は二重の形で進行し、両者はともに「上から」の近代化を表示するものであった。ところが、ともに「上から」の近代化を示すものであるにもかかわらず、両者は互いに激しく抗争したのである。両者の対立・抗争が引き起こされてくる条件は深くこの国の旧来の社会構造そのものの中にひそんでいた」（255-256 ページ）、という言葉で『研究』は閉じられる。

こうした『研究』の最後の言葉は、すでに羽鳥の二作目の論説「維新史におけるマニファクチュアの問題」（1950 年）で以下のように明瞭に記されていた。すなわち、「自由民権を単なる未成熟なブルジョア革命的要求とみなすことは許されない」。「まことに、問題の困難はここに横たわる。すなわち、「商

人型」の近代化の途を意味する、いわゆる「地主＝ブルジョアジー」が、明治絶対王政下の日本資本主義史上においては、幕藩政府主導の「上からの資本主義」に対してこれと対立し、とにもかくにも現象的には「下からの資本主義」を代表しているのである。まことに奇妙なことである。だが、いかに奇妙であっても、確かに現実に行われた厳然たる事実であった。かような日本社会に横たわる構造的特質……」⁶⁾。これこそが羽鳥の近世日本社会の基本認識を表現するものであった⁷⁾。こうした羽鳥の主張は、講座派の問題意識を強烈に受け継ぎつつ、平野・遠山らの自由民権運動理解における一定の前進的評価に対して厳しい批判を加えるものであった。

羽鳥の主張については、大石嘉一郎と矢木明夫から以下の批判がなされた。両者の批判の論点は共通している。すなわちそれは、羽鳥の近世日本認識、また豪農理解が全体として抽象的、規範的立場からの批判であって、その前進的側面を過小評価している、というものであった。

大石はこう述べている。豪農が小農民を広範に組織した事例は存在するし、そこでは運動が民権運動の名にふさわしい「革命的な」運動となっていた事実を羽鳥はどう理解するのか。彼らの要求が、「イギリスに典型的にみられるような近代的地方自治の確立を意味しなかったとしても、その変革者的性格を定置した上でその日本の特性と限界を究明することこそ正しい分析視角ではないか」。また「豪農層指導の民権運動における地方自治確立要求は、地方行財政機構推進の自主的民主的方式として、明治専制政府による権力的官治的方式

6) 羽鳥 [1950a] 42 ページ。

7) 小林昇は、藤田・羽鳥『近世封建社会の構造』(前掲) に対する、藤田への手紙という形式をとった書評で羽鳥の文章——「日本社会はその史的発展において……西ヨーロッパに対比してみれば、アジア的・古代奴隸制的・封建的といったそれぞれの段階構成が今日にいたるまで段階的・構造的に止揚されることなく、重層的に凝滞している……、こうした事情のよって来るゆえんは……日本の史的発展が革命性を欠如しているところに求められるべきであろう」(引用は一部省略)——に言及して、以下のように記した。すなわち、「僕は目下の場合これを逆に置きかえて、この重畳性(しかしその重畳する個々のモメント自体がすでに个性的である)の故にこそ革命の不徹底性が生まれたと云ってみたいと思うのです。そうして過去のこの不徹底性と微弱なブルジョアの発展の実情とをそのまま認識することこそ、敵を知り己を知ることであり、われわれが理性によって「自由」となるための基本的条件であるといわねばなりません」。小林昇 [1951]、引用は小林 [1979] 305 ページ。

に真正面から対立し、近代的ブルジョア的変革を意図するものであった。……彼らの一連の要求は、ゆうに先進諸国の絶対主義下における初期ブルジョアの要求に比肩しうる。それは、〔羽鳥のように〕旧来の伝統的的地方分権の維持にすぎないとされるには、余りにも歴史の発展方向を目指していた⁸⁾。

また矢木はこう述べている。羽鳥は豪農の前近代的側面を村落共同体との関係で強調している。だが、両者の「結合の関係が皆同一固定的に扱われ共同体の考察が一般的抽象的なものにとどまって、豪農の近世—明治にかけての史的動向の基盤がぼやけてしまった」。「幕末一揆の全社会構造転換に対する積極的意義の評価が余りに小さくなってしまふ⁹⁾」。羽鳥は、豪農と農民との関係、その対立と依存の面を見落とした、というのが矢木の羽鳥批判の眼目であった。

3.

『研究』公刊後羽鳥は、2本の論考を除いて、日本近世史に関する研究論文を一切発表していない。1本は『社会経済史学』20巻4・5・6号（1955年5月）に発表された「幕末・維新时期——寄生地主制成立を中心として」と題する学会展望であり、もう1本は『講座 現代倫理』（筑摩書房、1959年）第11巻に収録された「自由民権思想の論理」であった（引用箇所は本文中に示す）。この論考は『展開』でのロック、ルソー研究を前提に、急進的民権思想家としての植木枝盛や伊藤孝二の天賦人權説を検討するものである。その結論も『研究』と同じく、彼らの主張も「民衆を結集してブルジョア革命の遂行へ方向づける指導的理論ではなかった」（134ページ）点におかれる。

羽鳥は以下のように指摘している。すなわち、彼らの民権要求が国権拡張に吸収されることは、一応はなかった。また、国家の役割は生命・自由・財産の保護とされ、これが不能の場合には民衆の反抗権も認められている。だが、ロック、ルソーには国家形成以前から労働に基づく所有権論があった。彼らは、「絶対主義の専制政治に対抗してブルジョア的所有権の神聖不可侵を主張し、その

8) 大石嘉一郎 [1953] 139-140、181 ページ。大石の批判に対する反論が羽鳥 [1954a] である。

9) 矢木明夫 [1955] 370、375 ページ。

理論的基礎付けとして「労働による所有」の原理を樹立していた。「人間は国家成立以前から独立自由の商品生産者であり、財産所有者」であるという、ブルジョア的人間類型が彼らには存在した。しかし植木らはどのように「生活の権利」を確保するのかについて検討していない。彼らのいう自然権は「抽象的な論議の域を出ていない」。植木らは「すべての基礎をなす「労働による所有」の原理だけは吸収しなかった」。その意味で彼らは、「自然法思想を骨抜きにして摂取した」。また植木の憲法草案に関しても、人民主権、各種自由権、反抗権が主張されているが、他方で、行政権、司法権は日本皇帝に帰属させられている。こうして、「植木の草案における日本の君主は絶対君主の色彩を濃厚に持っている」と言わざるを得ない。またこの点では中江兆民も同じであり、天皇は立憲君主としての権限以上のものをもちながら、国政の責を負わない存在として位置づけられている。天皇制問題は中江の「蹶きの石」であった。

羽鳥はこう記している。「急進的民権論者が王権神授説批判を堂々と記しておきながら、いざ日本に現存する天皇制の問題に直面すると腰が砕けてしまう」（133-134 ページ）、と。

こうしてみれば、急進的民権論者に対する羽鳥の評価が、『研究』での近世日本ならびに豪農理解と同じ論理構成に基づいていることは明らかであろう。

4.

『市民革命思想の展開』は、「古典派経済学成立史序説」という副題を付けて、1957年に、つまり『研究』の3年後に出版された。羽鳥は『展開』の続編として出版した『古典派資本蓄積論の研究』（1963年）の「あとがき」で、『展開』の位置付けについて以下のように記している。すなわち、歴史=社会体制認識の基礎科学としての古典派経済学の特質は、資本主義社会の無限の調和性に認められる。そして、それを支えた概念構成、基礎範疇の設定の背景には、「理論以前に形成された」無限の調和性というビジョンが存在した。『展開』は、そのビジョンの源流を解明しようとして、社会思想史への戦線拡大したものである¹⁰⁾、と。羽鳥の言葉の通りに、『展開』は『古典派資本蓄積論の

10) 羽鳥 [1963] 283-284 ページ。「歴史=社会体制認識の基礎科学」としての古典派経済学の特質という認識は、内田義彦『経済学の生誕』未来社、1953年に依拠するものである。

研究』のための「古典派経済学成立史序説」であった。他方『展開』は、3年前に出版した前著『研究』との関係についてはなにも語っていない。だが『展開』を検討すると、日本とイギリス、社会史と思想史という対象のちがいがあがあるが、『展開』と『研究』とはその研究の基礎となる歴史像を基礎づける論理の構成において顕著な同一性があったことが分かる。

『展開』は序説と5つの章から構成されている。ただし本稿では、第5章「フランスにおける革命思想の理論——ルソー歴史理論の基本構成」には言及しない。

序説「資本主義発達史上における市民革命の意義」で示された、羽鳥の17～18世紀イギリス像の特質として以下の二点を指摘できる。第一は、重商主義の時代からレッセ・フェールの時代への転換点として、アダム・スミスが直面した「体制的転換期」、「危機」、「社会体制の変革期」が存在したという、内田『生誕』に示された時代認識が存在すること。第二は、産業資本の二つの類型の存在という理解である。すなわち、産業資本には二つの類型があり、そのうち重商主義の保護政策によって直接に利益を受けたのは、輸出産業部面を担当する一部の産業資本のみである。保護政策が直接に利益を図ったのは、具体的には「大貿易・商業資本と大地主との利益であり、その他には商人・地主と緊密に結合した極一部の産業資本上層の利益のみ」（7ページ）であった。他方で、国内市場にのみ依拠する産業資本はそうした保護から利益を得なかった。そして後にみるように、羽鳥は、上記二類型のうちの輸出部面産業資本をスミス『国富論』第3編での外国貿易の子孫としての工業、国内市場のみに依拠する産業資本を農業の子孫としての工業が、それぞれ発展したものとして理解する。こう理解すれば、『国富論』第4編で重商主義政策の立案者として指摘された「とりわけ貿易商人や大製造業者」とは区別された、もう一つの産業資本の類型を代表するスミス、という構図を描くことが可能になろう。

こうして、市民革命は二つの意義を有したことになる。一つは、直接生産者の解放（＝自由・独立の商品生産者に）であり、二つは、直接生産者から生産手段を剥奪する原蓄推進国家の樹立である。そしてスミスは直接生産者の視点（第1章でみる「市民革命の論理」）から、輸出産業部面を担当する産業資本の

利益を推進した原著推進国家の保護政策と対決した、と羽鳥は解する。

こうした羽鳥のイギリス史像を支える柱の一つが、ロックにおける国家の任務の二重性理解であった。ロック国家論には、①所有権の保障と②外敵からの防衛→「公共の利益」という二重の論理が存在した。

第1章「市民革命思想の分析視角—ロックの国家論とイギリス重商主義」では、以下のようにロック国家論が整理される。すなわち、自然状態でも貨幣の導入以後は、生産は消費の制限から解放され所有の不平等も生じうるから、自然状態でも他人の侵害の危険が存在する。こうして契約による政治的社会が形成され、国家に政治権力が賦与される。ただし、政治権力の主目的は個人の所有権の保障であり、これが果たせない場合には民衆の反抗権が認められ、社会契約の解消も正当化される。これは名誉革命の合理化であり、「市民革命の論理」である。しかしロックは、国家の任務に個人の所有権の保障以外に「公共の利益」「国富と国力との保護・育成」を入れていた。これは外敵の侵入への防衛からくるものであり、ロックにおけるもう一つの国家の役割というべき「国民主義の論理」である。この論理からは、一国経済の運行は「個人の自由な営業活動に委ねられてはならず、国家の強力が絶えずこれを監視・統制すべき」（29、36 ページ）である、という主張が生まれる。

そして羽鳥は、こうした国家の任務の二重性というロックの主張のうちに、スミスとヒュームの国家論をめぐる対立に発展すると理解する。すなわち、羽鳥は内田と同じく、ヒュームを公共の利益優先の「重商主義思想」であり、「全体主義的色彩」をもつ「現状維持の保守的思想」と位置づける。これはロックの「民衆の反抗権の否認」であり、ヒュームにあつては「所有権の設定は社会全体の利益確保のため」と規定され、「政治家を俟たずしては社会の富裕と福祉は実現されない」、と理解される。こうしたヒュームの国家論の基礎には、所有権の基礎を労働に求めるロックの主張の否定が存在した。ヒュームは社会契約説を批判し、政府に服従する義務は社会契約によって生ずる義務とは別個の目的であり、前者は后者によって基礎づけられない、と主張した。

以下の引用は、羽鳥のヒューム理解を端的に示す言葉である。すなわち、「ヒュームはロックの市民革命の論理を全面的に抹殺することによってロック

の思想を継承した」のであり、それは「まさしく市民革命思想の……化石化」であった。「ロックが、民衆のエネルギーを背景とする産業資本のイデオログであったのに対して、ヒュームは解体期に直面する重商主義国家の支配階級（大商業・貿易資本および大地主層）に奉仕する理論家」（41 ページ）であった。

これに対してスミスは、市民が犯罪者の処罰を国家に要求するのは、侵害された人の報復感に同感するからであって公共の利益からではない、さらに処罰の要求は、個々人の生命・財産に対する侵害に対してであって、世界全体の利益を標榜する国家の政策への違反に対してではない、とヒュームを批判する。スミスは、国家の強制の範囲を個々人の所有権の維持に限定した、と理解される。スミスは労働に基づく所有という「市民革命の論理」を継承し、原蓄国家揚棄の論理として結実させる（17、36 ページ）。

第 2 章「市民革命思想の基礎構造—ロックにおける二つの経済理論」では、ロックの国家論に二つの論理があったのと同じく、それを支える経済論にも「市民革命」と「国民主義」の二つの論理があったことが示される。

第一は、「労働に基づく所有」論である。貨幣成立以後の「市民社会」では所有の不平等と搾取の存在を認めるが、社会的分業の発展によって社会の「共同資材」が増加し、最下層者も富裕になりうるという主張がなされる。ただしそこでは労働価値論が欠如しており、その原因はスミスに比しての分業理解の浅さに求められる。

第二は、法定利子率引き下げ問題でのロックの結論から引き出されものである。ロックは、現行 6% のままで、貿易差額増によって貨幣量を増加させることを主張するが、そこでは「貨幣は商品流通運動の支配者」とされており、まさしく重商主義そのものの主張である。ロックは、貨幣量減→有効需要減→滞貨増・産業沈滞→雇用減、さもなければ物価下落という論理を打ち立て、さらに他国よりも少ない貨幣量が隣国の武力の優位、労働力の移住、他国の市場の支配をもたらすことを阻止するために、順貿易差額実現のための国民の勤勉と優越した「国民主義的」産業の樹立との必要を訴える。確かに、ロックは「商品の生産過程を問題とし、再生産の問題までをその視野に入れさえしていた。しかし、これらの問題を分析するにあたって、彼が中心に据えていた論点ほど

こまでも一国の交易にとって必要な貨幣量はどれほどであり、またその貨幣量を確保するにはどうしたらよいかという問題だった」。この意味で、「生産過程は単に金儲けのための不可避的中間項」の位置付けであり、「彼にとって問題の中心は輸出産業」であった。こうしたロックの経済理論を貫く論理は「重商主義に固有」のものであった（67、83、85 ページ）。

第3章「重商主義の解体（1）—18世紀中葉におけるいわゆる「自由」貿易論の意義」では、『国富論』が重商主義保護政策体系に対する根本的批判としての総決算と位置づけられる。そしてスミスと対照するために、それぞれの主張のなかに自由貿易の擁護が認められる、J. オズワルド、ヒューム、タッカーの主張の重商主義的性格が結論される。これに関連して、スミスの自由貿易論を保護主義の自己否定として捉える、小林昇の主張が批判される。なお小林のタッカー論を中核とする『重商主義解体期の研究』（未来社）は、1955年に出版されている。

まず貿易差額説と自由貿易論との並存がみられる、オズワルドにあつては、保護政策は奢侈品輸入を止められず、また生活必需品・賃金・原料価格を引き上げて、製造品競争力を低下させて逆貿易差額を生みだし、貨幣流出は不可避であり、貿易差額を喪失させる役割しか演じていない事実が指摘され、貿易差額増大のためには貿易制限撤廃の必要が結論される。しかし彼の保護主義批判は、重商主義への体系的批判ではない。オズワルドは、重商主義に固有の論理をなす、賃金と食料の低価格のための国家の干渉と統制を要請している。

さらにヒュームの機械的数量説にもとづく自由貿易論も、その批判対象は個別的貿易差額説であることが指摘され、その重商主義的性格が強調される。羽鳥は、ヒュームの連続的影響説が保有貨幣量の増大による産業発展の促進という側面をもつことを強調する。すなわち、ヒュームの自由貿易論も「重商主義に固有の論理の枠の中にある」のであり、「彼は重商主義国家による統制一般を否認しない」、「究局的には保護貿易論者」であった。彼は「基本的には重商主義の低賃金論を支持」しており、また彼が「ある程度まで高賃金を容認するのは、当時の民衆が重商主義国家破碎の革命運動に参加するのを防止するための提案」であり、それは「民衆に対して投げ与えられるべき餌にすぎない」も

のであった。こうして、ヒュームもオズワルドも自由貿易を主張するものの、「スミスとは陣営を異にし」、「基本的[・]に同一[・]の陣営〔=支配階級内部の開明的分子〕」であった、と位置づけられる（138、140、142-143 ページ）。

さらにタッカーにおいても、「金銀の累積は然るべき生産統制に媒介されて[・]のみ、はじめて有効需要と雇用の増加をもたらしようという論理」が存在するのであって、それは「重商主義の枠の中」の主張である（146 ページ）。

そうして羽鳥は、18 世紀中葉の「自由」貿易論とスミスの自由貿易論との「決定的な異質」にもかかわらず、「自由」貿易論が生まれた歴史的理由を、在来の保護政策による国際対立とそれがもたらす重税という支配体制の「深刻な行きづまり」に求める。また彼らの主張に反映された（小林のいう）「近代的生産力の新段階」も「重商主義的志向それ自体の変質」を意味するものでしかなく、その論理は基本的に重商主義に固有のものであった。羽鳥においては、「自由」貿易論の形成は……重商主義の内部から自生的になされたものではなく、むしろ重商主義者の世界の外から生まれた別の事情に促迫されていわば他律的に行われた」ものであり、「産業革命開始期前後の近代的生産力が醸成する「下から」の重商主義国家体制揚棄の運動に対処しようとする「上から」の改革の途」に他ならなかった。とすれば「貿易制限の撤廃とか高賃金の是認……は……民衆の革命的気運を殺ぎ、革命陣営の分裂をはかるための支配階級の合言葉」と理解されるべきである（151-152 ページ）。

こうした羽鳥の主張が、『近世日本社会史研究』での自由民権運動や豪農理解と同じ論理と類比で組み立てられていることを理解するのは困難ではない。『研究』では、「資本主義の正常的發展を経過した西ヨーロッパの歴史を貫く法則性」と対比して、自由民権運動や豪農の前期性が強調されたが、『展開』ではスミスの自由貿易論と対比してオズワルド、ヒューム、タッカーらの自由貿易論の重商主義的性格が強調され、それが「下から」の運動に対する「上から」の改革と位置づけられる。そして彼らと対比して、スミスのブルジョア・ラディカルズとのつながりが強調されることになる。水田洋・水田珠枝は「スミスの、あまりにスミスの」と題する『展開』への書評で、『展開』では「すべての思想家、すべての思想は、古典派経済学=スミスへの距離だけで評価さ

れることになり、経済学の専制支配が樹立される」¹¹⁾、と記した。

また小林は『展開』に対する書評論文で、羽鳥の主張は、「すべてを保護主義の残滓の有無という視点からのみ処理して」、イギリスの生産力優位に対する信頼の程度には、論者によってさまざまな程度があったことを無視している、と批判した。水田らの書評と重なる、こうした小林の批判の論点自体は、『研究』に対する大石や矢木の批判と同じ内容になっていることが、理解されるであろう。

小林は、たとえばヒュームは、富国の優位の永続を主張したタッカーとちがって、連続的影響説にも拘わらず富国と貧国の交代というペシムスティックなビジョンを持っていた、という事実を羽鳥は見えていないと批判するのである。そして小林は『研究』にもふれてこう記した。すなわち、「羽鳥氏は、……『近世日本社会史研究』の序文で、……大塚史学への批判の意図を示されている……。だが、重商主義とスミスとの断絶という羽鳥氏の根本構想や、これと照応する、ブルジョア＝ラディカルズから直接にスミスが生まれるということに帰結する氏の新説は、前期的資本対産業資本の問題に関する……大塚史学の強調を、この対立とは性質の異なる、重商主義対スミスの問題に、かたちを変えて、しかも経済理論をぬきにして、持ち込んだ……」¹²⁾、と。

第4章「重商主義の解体(2) — 18世紀中葉以降における人口(＝総割)論争の意義」は、小林のいう「ブルジョア＝ラディカルズから直接にスミスが生まれるということに帰結する」論点が示される¹³⁾。そこで羽鳥は、18世紀後半の重商主義国家体制の矛盾が広範な小生産者層の没落という形をとって表れるなかで、第二次エンクロージャを批判したロバート・ウォーレスとリチャード・プライスの主張を検討し、彼らがいわば市民革命における小生産者の立場

11) 水田洋・水田珠枝 [1958] 191 ページ。

12) 小林昇 [1958]、引用は小林 [1979] 61、68 ページ。小林のいう大塚史学への批判の意図とは、羽鳥が『研究』の序で、近代西洋経済・思想史研究の当時における成果の再検討の要請について、「わたくし自身それを感じており、本書での研究と並行せしめて、従来から少しく行ってきたところ」である(3-4 ページ)、と書いていることを指す。ここで羽鳥は羽鳥 [1953] の参照を求めている。

13) 「帰結する」という慎重な表現は、羽鳥がスミスとプライスらとのつながりと分離との両側面を指摘しているからである。

からの重商主義国家批判ではあるものの、そこには資本主義の発展に対する反動の立場は存在しないことを強調する。すなわち、ウォーレスは「小生産者層のイデオログではあるけれども、……資本主義の発展に対して逆働する……、小生産者的反動の傾向は少しも認められない」し、彼の主張が「自然経済の下にある中世の共同体農民を賛美した……ことを意味しない」。彼のいう小土地所有の確立は農業生産力発展の基本条件であった（164 ページ）。

またプライスについてもこう主張される。プライスは、奢侈・商業の発展と土地所有の不平等のもとで、大土地所有が耕作を減らして穀物生産を減少させ、こうして穀物価格上昇と雇用労働力の減少、そして下層階級の生活困難を生みだしているとして、エンクロージャを批判する。羽鳥は、これを「重商主義国家の政策体系に対する根底的批判」と評価し、プライスの主張に「復古主義的色彩」が存在することは否定できないが、「小生産者的反動の一色で塗りつぶしてはならない」、と結論づける。なぜなら、プライスの「小農民の独立性と自由の基礎は小農民自らの土地所有にある」という主張は、「市民革命の論理」を受け継ぐものであり、「小農土地所有こそ農業生産力発展の基礎条件」ということを意味したのである。具体的にはプライスは、小農自らの小綜割地形成の有益さを認めているのであり、「開放耕地制として示される共同体秩序に固執していたわけではない」し、彼の主張を「農業近代化を阻止する者として規定」するのは誤りである。この意味でプライスらは、ロックの反抗権の主張を継承している。そして羽鳥は、ウォーレスとプライスを「重商主義解体の下からの途」を代表する論者と位置づける（186 ページ）¹⁴⁾。

水田洋・水田珠枝は前掲書評で、「急進主義は、小生産者の絶対化によって、スミスが十分に展開しえなかった原蓄国家批判をもつことができた」ことを指摘し、その上で、なぜ羽鳥は「ウォーレスやプライスが、小生産者的反動の要素を含まぬことを、躍起になって論証しようとするのであろうか」と疑問を呈

14) こうした羽鳥のプライス理解に対して、永井義雄はこう批判した。プライスは「基本的には歴史の進歩を阻止しようとしたのであるが、当時の小生産者の性格からブルジョアの性格をもっていた」。「かれは小農制の維持、防衛で一貫していたのであり、農民層の分解を阻止しようとするかぎりで、歴史の進歩を阻止する方向をしめしていた」。永井 [1962] 125-128 ページ。

した¹⁵⁾。それは一面では、羽鳥がスミス、以下にみるヒュームやヤングを代表とする「重商主義解体の上からの途」に対立するものとして位置づけるとともに、他面ではスミスとプライスらとが同一の立場であることもまた否定しつつも、スミスとプライスらとのつながり（＝「市民革命の論理」）を肯定するためであった。

「重商主義解体の下からの途」に対して「重商主義解体の上からの途」を代表したのが、ヒュームとアーサー・ヤングであった。羽鳥はこう論ずる。すなわち、ヒュームの農工分離論は外国貿易→国内商業→奢侈品製造業→農業という序列から構成されており、それを支える基本論理は、一方では、貿易差額の獲得→貨幣量増加→有効需要増大→資本の蓄積であり、他方では商工業発展→農業発展＝農民層の向上＝中産階級の成立→自由な政体の樹立というものであった。ヒュームはウォーレスを、古代と、事実上奴隷制を賛美し、現代社会に奴隷制と専制政治を導入する時代錯誤の陰謀を持つ、と批判した。この場合ヒュームは長子相続権を支持し、スミス、プライスらとはちがって小土地所有を富裕と人口増加との基礎条件とは見ていない。

またヤングについては以下のように位置付けられる。ヤングは、エンクロージャは開放耕地制度を破壊し、大農場による農業生産力発展の前提であるとしてその進展を推奨し、さらに大農場を農業における機械と表現した。この場合の農業とは、「生活手段としての農業」ではなくて「商業として営む農業」であった。だが、ヤングの言う「国富〔と〕は貨幣」であり、それは貿易差額として獲得されるものであった。この点でヤングは、「重商主義に固有の経済理論の枠の中で問題を考察」したのであった（195 ページ）。こうして羽鳥によれば、ヤングを農業資本家のイデオログとするのは誤りである。ヤングは、穀物法という重商主義政策体制の枠の中で農業資本主義発展を図ろうとした。「何故なら、ヤングが重商主義国家体制を根底から批判しようとする急進主義者に対して最も尖鋭な反動の理論的闘士として論陣を張ったのに対して、当時の産業資本一般の理性は急進主義者の指導による民衆のエネルギーを十分に吸

15) 水田洋・水田珠枝 [1958] 201 ページ。

取・利用しつつ重商主義の政策体系を全面的に撤回することを要求していたから」である（198-199 ページ）。こうしてヤングは、農民層の正常的分解の途上に生まれた農業資本家ではなくて、以前の地主層の転化した農業資本家として、位置づけられる。

そして羽鳥によれば、「この時代の産業資本の理性の最高の表現」（214 ページ）がスミスであった。スミスは『国富論』の歴史編で、ローマ帝国没落以降の資本投下の逆行的順序の中で生じた小作人の耕作権の安定を起点に、農業の子孫としての製造業が発展したことを指摘している。アメリカと比べると、重商主義政策のためにイギリスの富裕の進歩は緩慢であるが、にもかかわらず、ヨーロッパ諸国に比して富裕が進んだのは、土地耕作・所有権が確立したからであった。しかし、スミスはウォーレス、プライスらの小農支持者と同じではない。小農の確立は、スミスにあっては自然的コースのための「単なる[・]起[・]点[・]」であった。ここからスミスとプライスらがともに「市民革命の論理」を継承したことが認められつつも、両者の立場の相違が指摘される。

長文ではあるが羽鳥のスミスの位置付けを示す文章を引用したい。「小農支持者が小土地所有の確立とともにその固定化を主張したのとは異なって、スミスの場合には自然的な社会の富の基礎は「労働による所有」ではなく、あくまでも資本制的所有なのである。しかも、スミスは小農民の分解の所産である賃金労働者を「あらゆる財産の本源的基礎」である「労働」という「財産」の所有者とみなすことによって、賃金労働者を商品生産者に還元してしまおうとする。かくして、スミスにおいては小農民の分解過程は資本による土地収奪の過程としてではなく、所有権の確立と分業労働の拡大としてのみ、……富裕を浸透せしめる過程としてのみ理解される。これが富裕の自然的コースだとスミスがいう時、ここには問題をどこまでもブルジョアジーの視角から把握しようとする彼の立場が明白」である（209-210 ページ）。「実にスミス経済学は一面で〔原蓄国家の行きづまりの〕変革過程を理論的に基礎づける……とともに、他面で、無産階級の独自の要求を圧殺するこの段階での産業資本の行動に理論的基礎を与えるものに他ならなかった……。スミスは重商主義者とは対立し、むしろプライスらの急進主義者とともに原蓄過程の梃子をなす国家体制の矛盾を

積極的にとりあげ、それを見据えながら独自の経済学の体系化を企てたが、彼自身がどこまでもブルジョア的視角からしか問題を処理しえなかったが故に、原蓄過程の中核ともいべき小農民からの土地取奪ということの問題性を捨象してしまった」(214-215 ページ)。

だが1780年代の重商主義国家の危機のなかで、「在来の国家体制の編制替えが地主主導の下に行われ、重商主義の政策体系がなしくずしに解体される方向が」、「産業資本の旧来の支配階級に対する妥協と革命陣営の分裂による一般民衆の孤立化」のなかで行われることによって、スミスの主張も実現されはしなかった。したがって、「80年代に行われた財政改革、アメリカ独立承認、対仏通商条約締結といった一連の改革は……在来の重商主義政策の放棄を意味するものにはちがいない〔が〕……それはどこまでも「上から」の漸進的な解体過程を標示する道標にすぎなかった」(215-216 ページ)。

オズワルド、ヒューム、タッカー、そしてヤングらの「重商主義解体の上からの途」が、内部の分裂を伴わざるをえなかったウォーレス、プライス、そしてスミスらの「重商主義解体の下からの途」を差し置いて、重商主義政策を漸進的に解体することになった。

5.

短期間のうちに、精力的に執筆され公刊された羽鳥の初期の研究は、日本とイギリス、また社会史と思想史と対象は異なるものの、規範的基準(西洋とスミス)から自由民権運動と18世紀中葉の自由貿易論との限界を指摘するという、共通の論理構成が取られていたことが理解される。また羽鳥に対する批判も、ほぼ共通してこうした論理構成を衝くものであった。

それにしても、『研究』出版以降2本の論考を除いて、羽鳥が日本近世に関する研究をほぼ断念した理由はなんであったのか。羽鳥はこの点について公にはなにも語らなかったようである。

参考文献

- 藤田五郎・羽鳥卓也 [1951] 『近世封建社会の構造』御茶ノ水書房
- 羽鳥卓也 [1947] 「『分散マニファクチュア論』批判」『歴史学研究』127号
- [1950a] 「維新史におけるマニファクチュアの問題」『歴史評論—特集：近代史』
- [1950b] 「日本絶対主義成立期——マニファクチュア論の視角」『歴史学の成果と課題』
- [1951a] 「『豪農』範疇の措定」藤田・羽鳥 [1951]
- [1951b] 「近代化の分析視角」『思想』325号
- [1951c] 「民権運動家の『精神』」『商学論集』20巻3号
- [1953] 「ジョン・ロックの政治哲学と経済理論(1)(2)」『商学論集』22巻1、3号
- ・山田舜 [1953] 「藤田五郎教授と豪農の研究」『商学論集』22巻2号
- [1954a] 「民権運動家の『精神』への補論」『商学論集』22巻5号
- ・星埜惇 [1954] 「明治期における村落構造」『商学論集』23巻1号
- [1954b] 『近世日本社会史研究』未来社
- [1954c] 「ロック国家論とイギリス重商主義」『一橋論叢』32巻5号
- [1955a] 「ロック経済理論の構成」小林昇編『イギリス重商主義論』御茶ノ水書房
- [1955b] 「幕末・維新时期——寄生地主制成立を中心として」『社会経済史学』20巻4・5・6号
- [1957] 『市民革命思想の展開——古典派経済学成立史序説』御茶ノ水書房
- [1959] 「自由民権思想の論理」『講座 現代倫理』11巻、筑摩書房
- [1963] 『古典派資本蓄積論の研究』未来社
- 小林昇 [1951] 「『近世封建社会の構造』(御茶ノ水書房、1951年)について」『商学論集』20巻2号
- [1958] 「重商主義解体期における貨幣・貿易理論——羽鳥卓也氏の新説について」『立教経済学研究』12巻1号
- [1979] 『経済学史著作集 IX』未来社
- 水田洋・水田珠枝 [1958] 「スミスの、あまりにスミスの」『商学論集』26巻4号
- 永井義雄 [1962] 『イギリス急進主義の研究』御茶ノ水書房
- 大石嘉一郎 [1953] 「民権運動と地方自治」『商学論集』22巻4号
- 秦玄龍 [1952] 「書評：藤田五郎・羽鳥卓也『近世封建社会の構造』」『専修大学論集』1号
- 矢木明夫 [1955] 「書評：羽鳥卓也『近世日本社会史研究』」『商学論集』23巻5号